○外務省告示第百二十三号

平成三十年三月十五日にアビジャンで、コートジボワール国営新聞・出版新社印刷工程及びデジタルアーカイブ機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

平成三十年三月二十九日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　コートジボワール国営新聞・出版新社印刷工程及びデジタルアーカイブ機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五千四百五十万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年九月三十日まで

4　署名者

日　本　側　川村裕在コートジボワール大使

コートジボワール側　マルセル・アモン＝タノー外務大臣

○外務省告示第百二十四号

平成三十年三月十五日にアビジャンで、第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

平成三十年三月二十九日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億六千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　川村裕在コートジボワール大使

コートジボワール側　マルセル・アモン＝タノー外務大臣

○農林水産省告示第六百六十二号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）附則第二条第一項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第三条第一項の規定に基づき、ぐにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を次のように定め、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、平成三十年四月二十八日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百六十三号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）附則第二条第一項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第三条第一項の規定に基づき、ウンシュウミカン中のβ―クリプトキサンチンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を次のように定め、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、平成三十年四月二十八日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百六十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26561号

2　品種登録の年月日　平成30年3月20日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　銀河のしずく

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

岩手県

岩手県盛岡市内丸10番1号

7　出願公表の年月日　平成28年2月26日

II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市大沢郷宿字山ノ田一〇五の一、一〇五の二、一〇八、一〇九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市太田町太田字惣行山二の一二から二の一五まで、三から六まで、三の一から三の七まで、四の一から四の三まで、五の一から五の五まで、六の二、八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字惣行山二の一四・三の三から三の五まで・四・四の二・四の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市協和船岡字庄内前田表五七の四（次の図に示す部分に限る。）、五九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県能代市二ツ井町梅内字後山一、二、三の一、三の二、三の四、三の五、三の七から三の一〇まで、三の一二から三の一七まで、四、五、八から一二まで、一三の一から一三の四まで、一三の九、一三の一〇、一五から一八まで、二〇から三〇まで、三二か